

届出事項及び添付書類

☐ 老人介護支援センター

設置の場合

根拠法令：老人福祉法第 14 条、第 15 条第 2 項

内容	届出様式	添付書類	提出時期
新たに設置	様式第 4	建物の規模及び構造並びに設備の概要 登記事項証明書（法人の場合）※ 条例（市町村の場合） 運営規程 収支予算書	あらかじめ

※令和 7 年 4 月 1 日以降の届出の場合には添付不要

変更の場合

根拠法令：老人福祉法第 14 条の 2、第 15 条の 2

変更項目		届出様式	提出時期
1	建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更	様式第 7	変更の日から 1 か月以内
2	施設の名称の変更		
3	施設の種類の変更		
4	所在地の変更		
5	施設長又は管理者（主な職員）の変更		
6	事業を行おうとする区域の変更		

備考 1 「職員の定数及び職務の内容」の変更は届出の必要はありません。

2 変更に係る添付書類はありません。

休廃止の場合

根拠法令：老人福祉法第 14 条の 3、第 16 条の 2

内容	届出様式	添付書類	提出時期
廃止	様式第 9		廃止及び休止の日の 1 か月前まで
休止			